

県民活動支援事業助成金

募集案内

当財団は、助成金の交付により、県民活動団体のみなさんの自主的・主体的な活動を支援しています。対象者は、新たな立ち上げ団体に加え、**従前から活動している団体も下記の条件に該当する場合には対象となります**。また、助成金は、**2年間継続して受けることができます**。

1 助成対象団体

山口県内に事務所を置き、山口県内において組織的・継続的に県民活動(NPO 活動やボランティア活動など)を行う**令和4年度以降**に新たに立ち上げた団体、これから新たに立ち上げる団体、従前から活動している団体

【注】対象とならない団体: 宗教活動や政治活動を主な目的とする団体、営利目的の団体

2 助成対象となる活動

団体の設立時期	助成対象の活動内容
○令和4年度以降に新たに立ち上げた団体 ○これから立ち上げる団体	○新たに行う活動
○従前から活動している団体	○新たな分野の活動 ○緊急の社会的課題に対して新たに取り組む活動

〈活動の分野の例〉

社会福祉、環境保全、スポーツ・文化、青少年の健全育成、まちづくり、地域の安心・安全など。

【注】対象とならない活動: 宗教活動、政治活動、営利活動、学校教育の一環の活動など

3 助成事業の内容

- (1) 助成金額 1年目: 10万円以内、2年目: 5万円以内
- (2) 助成率 助成対象経費の2分の1以内
- (3) 助成件数 1年目: 5件程度、2年目: 助成継続が適切な事業

4 募集期間 3月1日(土)から 5月31日(土)まで(当日消印有効)

※助成団体決定後、予算状況により追加募集をすることがあります。



5 応募方法 所定の交付申請書を提出してください。

交付要綱、申請書等はホームページからダウンロードできます。

6 採択時期 7月に採択の審査を行い、その結果を通知します。

問い合わせ先・申請先

一般財団法人山口県厳島会

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁 山口県政資料館内

TEL(083) 933-2267 FAX(083) 932-6858 E-Mail/info @ yamaguchiitsukushimakai.or.jp

ホームページ/<http://www.yamaguchiitsukushimakai.or.jp/>

山口県厳島会

検索

助成対象経費

基本的な取扱いは次のとおりです。特別な事情がある場合には、個別にご相談ください。

経費区分	助成対象となる経費
①謝金	外部の講師、指導者、出演者等への謝礼（謝金の上限は一人当たり 10 万円）
②旅費	ア 外部の講師、指導者、出演者等への交通費実費及び宿泊費 a 公共交通機関利用の場合：実費計算（グリーン車等特別料金は対象外） b 自家用車利用の場合：1 km当たり 30 円として積算 c 宿泊費の上限：9,800 円（夕食・朝食代を含む） イ 団体の役員、スタッフ等の交通費で、県民を対象とした個々の活動の実施に直接関わるもの 上記アの a、b を適用する。
③消耗品費	事業にかかる事務用品（用紙、文具、封筒、インクカートリッジ等）、材料代
④印刷製本費	事業にかかる資料・チラシ・ポスター等の印刷、看板・横断幕・パネル等の制作、広告掲載料等 ※広告掲載料：全体経費の 20%未満が対象
⑤備品費	事業の執行に必要な機器・工具等の購入費 ※10 万円以下の物品が対象 ※助成後同一事業を 5 年以上行い、当該事業で使用する場合に限る ※汎用品としての O A 機器は対象外（パソコン、タブレット、コピー機、プリンター、デジカメ、プロジェクター等の機材）
⑥通信運搬費	切手・はがきの購入、メール便・宅配料等の送料、美術品や楽器・道具等の運搬費
⑦会議費	外部の講師、指導者、出演者等への昼食代（1,100 円以内）、お茶代 ※懇親会、接待、打ち上げ等の経費は対象外
⑧使用料・賃借料	会場使用料や冷暖房費、付帯設備使用料（マイク等の備品）、器具・楽器・衣装等の借料、著作権使用料、作品借り上げ料等 ※団体メンバーが所有する施設等の使用料は基本的に対象外（一般向けに料金が設定されており正規の領収書を発行できる場合は対象可）
⑨食糧費	茶話会の開催事業等、活動に直接必要な経費に限る
⑩事務所の維持運営費	助成金交付要綱第 4 条(1)に規定する団体であって、その経費の必要性や金額が、助成対象事業以外の用途と明確に区別できる経費に限る
⑪その他の事業費	○設営費・舞台費 会場設営・撤去費、照明費、音響費、大道具費、小道具費、衣装費、調律料、舞台監督料、演出料、監修料、脚本料、デザイン料、作曲料、作詞料、楽譜制作料等 ※役員やスタッフに対して支払うものは対象外 ○各種保険料や振込手数料等、上記以外の経費で理事長が必要と認める経費

※次の経費については原則として助成の対象となりません。

- 団体内部の者（役員やスタッフ）に支払う経費（上記②のイを除く）
- 事務所の維持等団体の管理運営費（上記⑩を除く）や、他団体への助成金・寄付金等、助成対象事業の実施に直接つながらない経費
- 懇親会、接待、打ち上げ等の経費・食糧費（上記⑦⑨を参照のこと）
- 土地、建物、設備、その他の固定資産の取得又は整備に要する経費